

公益社団法人 SV リーグ

復権手続規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という。）の規約第 127 条に基づき、過去に SVL が制裁を科した者（以下「被制裁者」という。）の復権に関する手続きについて定めることを目的とする。

第2条〔復権〕

SVL は、被制裁者に対して復権させることができる。この復権とは、制裁期間の期限到来前に当該制裁を解除または資格を回復することを指す。復権には徴収済（未納分を含む）の制裁金は含まれない。

第3条〔復権の申立〕

- (1) 1年以上の有期または無期の停止あるいは除名の制裁を受けた者が復権の申立（以下「復権申立者」という。）を行いたい場合は、次を基準日として代表理事宛に復権の申立を行う。
 - ① 3年以下の有期の場合：停止期間の3分の2を経過したとき
 - ② 3年超の有期または無期の場合：制裁開始日から3年を経過したとき
 - ③ 除名の場合：制裁開始日から10年を経過したとき
- (2) 前項において復権申立者が制裁時に SVL の正会員たるクラブに所属する選手であった場合は、前項にかかわらず、次を基準日として代表理事宛に復権の申立をすることができる。
 - ① 1年以下の有期の場合：停止期間の2分の1を経過したとき
 - ② 1年超の有期または無期の場合：制裁開始日から1年を経過したとき
 - ③ 除名の場合 制裁開始日から5年を経過したとき
- (3) 前2項において、復権申立者が禁固以上の刑に処せられているときは、復権の申立をすることはできない。

第4条〔申立手続き〕

- (1) 復権の申立は、復権申立者自らが作成した次の書類を代表理事へ提出することをもって行う。
 - ① 復権嘆願書
 - ② 活動状況報告書
 - ③ 反省文および誓約書
- (2) 前項において復権申立者が個人で、申立時点でクラブに属する場合は、当該クラブが前項の

書類に次の書類を添付する。

- ① 復権要望書
 - ② その他（任意）
- (3) 前2項の書類に未充足がある場合または復権申立の内容から申立に理由のないことが明らかかな場合には、代表理事は当該申立を却下することができる。

第5条〔復権の審議〕

- (1) 復権の申立を受理した場合、代表理事は復権の可否の諮問を裁定委員会に委嘱することができる。
- (2) 前項の委嘱を受けた場合、裁定委員会は、その職権により、提出資料の調査や復権申立者および関係者への聴見および報告を求め、申立内容の妥当性および復権の可否について審議する。
- (3) 復権申立者およびSVL関係者等は、前項の調査または聴聞に協力しなければならない。
- (4) 裁定委員会は、第2項の審議の結果、復権申立者が再び違反行為をなすおそれがないと認める場合、または復権を認めないことが妥当と判断した場合のいずれにおいても、審議結果と理由を記載した答申書をもって代表理事へ答申する。

第6条〔復権可否の決定〕

- (1) 裁定委員会からの答申を受けて、代表理事は復権の可否を決定する。復権を認める場合には、効力発生日も併せて決定する。
- (2) 代表理事は復権申立者に対して、前項の復権の可否に関する決定を通知する。復権を認めない決定を行った場合は、その理由についても通知する。

第7条〔再度の申立〕

- (1) 前条第2項において復権不可の通知を受けた者は、復権を認めない理由が消失した後に再度の復権申立を行うことができる。
- (2) 復権不可の決定について、スポーツ仲裁裁判所(CAS)および日本スポーツ仲裁機構(JSAA)への不服申立の提起はできない。

第8条〔復権手続の費用〕

復権申立者は、申立に際して代表理事に対し手数料10万円（消費税別）を納付しなければならない。

第9条〔復権手続の事務局〕

復権手続の事務処理は、代表理事が指名するSVLの事務局職員が行う。

第 10 条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 11 条〔施行〕

本規程は 2024 年 5 月 15 日より施行する。

附則

〔制定〕

2024 年 5 月 15 日制定

〔改正〕

2024 年 7 月 1 日

2025 年 7 月 1 日